

玄関帳場（フロント）について

	旅館・ホテル	簡易宿所
	<p>宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。（施行令1条1項2号、条例別表第3-4）</p>	
	<p>宿泊しようとする者と面接すること。ただし、ビデオカメラその他撮影機器及び通信機器を用いて宿泊者の本人確認を行う場合は、この限りではない。（条例別表第1-2）</p>	
	<p>営業者は宿泊者名簿を備え、次の事項を記載しなければならない。（法6条、施行規則4条の2-2）</p> <p>ア 氏名、住所、職業（施行規則4条の2-3）</p> <p>イ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号（施行規則4条の2-3） <small>なお、旅券の写しの保存により、氏名、国籍、旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。（要領V-5）</small></p> <p>ウ 到着年月日、出発年月日（細則6条）</p>	
	<p>宿泊者名簿の保管場所は、旅館業の施設又は営業者の住所とする。（施行規則4条の2-2）</p>	
玄関帳場 有	<p>玄関帳場又はフロントは、次の要件を満たすものであること。（条例別表第2-4、第3-4）</p> <p>ア 玄関を容易に見通すことができること。</p> <p>イ 宿泊者名簿に記入させるための受付台を有すること。</p> <p>ウ 客に直接面接できる構造設備であること。</p>	
	<p>エ 囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。（要領Ⅱ第1-8(1)）</p> <p>オ 玄関帳場に類する設備として従事者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができる。（要領Ⅱ第1-8(3)）</p>	
玄関帳場 無 (代替設備を設置)	<p>① 本人確認：宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備</p> <p>ア 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。（要領V-4）</p> <p>イ ICTを活用した方法等により本人確認を行う場合、対面と同等の手段として次のいずれの要件にも該当すること。（要領V-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。 ・当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。 <small>（例：施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末）</small> <p>ウ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認を常時鮮明な画像により実施すること。 <small>（要領Ⅱ第1-8(5)-2）</small></p> <p>エ 宿泊者本人が行う確認作業が必要であること。 <small>（例：予約情報をタブレットに表示して確認ボタンを押す、テレビ電話等で会話して確認する等）</small></p>	
	<p>② 緊急時の駆けつけ体制：事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備</p> <p>ア 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 <small>（施行規則4条の3、条例別表第3-4）</small></p> <p>イ 緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることが出来る体制が確保されていること。 <small>（要領Ⅱ第1-8(5)-1)、第2-2(2)）</small></p>	
	<p>③ 宿泊者名簿：正確な記載を可能とする設備</p> <p>ア 宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備を備えていること。（施行規則4条の3、条例別表第3-4）</p> <p>イ ICT代替設備を設けた場合も、宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、宿泊者本人に宿泊者名簿の記載を求めること。（旅館業法に関するFAQ①13）</p> <p>ウ 宿泊者名簿情報を電子入力してクラウド上で保管する場合の保管場所は、情報の確認が可能な場所（旅館業の施設又は営業者の事務所）とすること。</p>	
	<p>④ 鍵の受渡し：宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備</p> <p>宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を備えていること。 <small>（施行規則4条の3、条例別表第3-4）</small></p>	
	<p>⑤ 出入り確認：宿泊者以外の出入りの状況を確認できる設備</p> <p>ア 宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。（施行規則4条の3、条例別表第3-4）</p> <p>イ 現況の画像をディスプレイ等に表示すること。</p> <p>ウ ビデオカメラの設置場所は、玄関等の通常出入りする場所とすること。</p>	
	<p>エ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 <small>（要領Ⅱ第1-8(5)-2）</small></p> <p>オ 営業者等が常駐し現況の画像を確認できる体制となっていること。</p>	<p>エ 営業者等が現況の画像を確認すること又は当該画像の録画を定期的に確認することにより、現に宿泊している者の出入りの状況を確認できる体制となっていること。</p>